

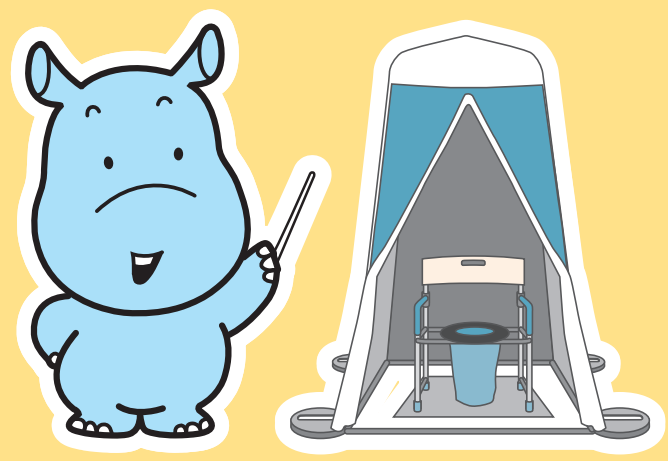
マンホールトイレ

設置助成制度のご案内

突然起こる大規模災害。でも…



発災時における快適なトイレ環境を確保するため、町の防災組織に対してマンホールトイレの設置助成を行います！

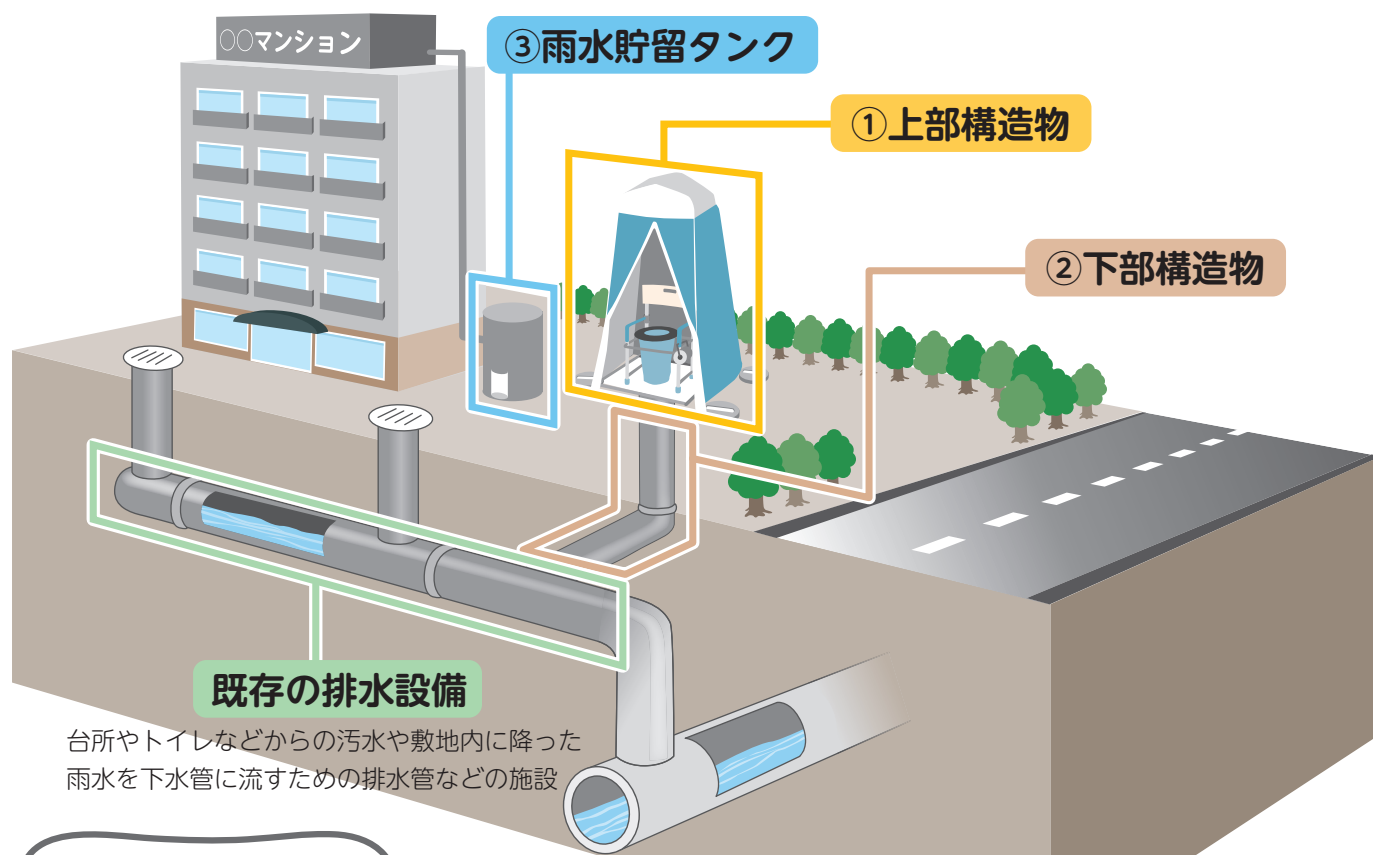


詳細はホームページをご覧ください！



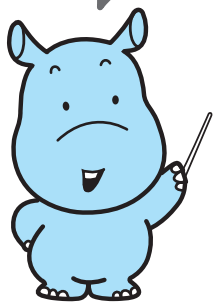
マンホールトイレの仕組み

マンホールトイレとは？ …… 宅地内にあるますの上に簡易な便座やパネルを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確保するものです。



台所やトイレなどからの汚水や敷地内に降った雨水を下水管に流すための排水管などの施設

①②③を合わせて
「マンホールトイレ」と
呼んでいるよ！



交付の対象物

- ①上部構造物 汚水ますの上に設置するパネル又はテント、便器及び設置に必要な付属品（※送料を除く2基まで）
- ②下部構造物 ①上部構造物を設置するために必要な排水管及び汚水ます
- ③雨水タンク及び付属品 容量200リットル以上のもの、設置に必要な付属品

▶ 交付の対象者

自主的な防災活動を積極的に行っている自治会町内会、マンション等の管理組合

例：自主的な防災活動を積極的に行っている自治会・町内会、マンションの防災組織、横浜市地域まちづくり推進条例に基づき認定された地域まちづくり組織など

※個人での申請は受け付けておりません。

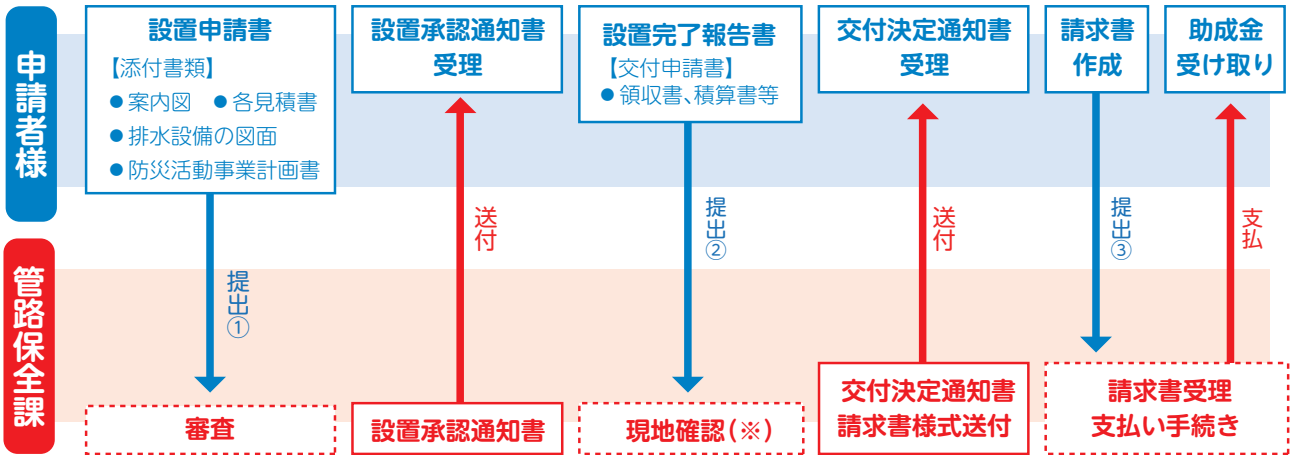
▶ 助成金額

マンホールトイレの設置に要する費用の10分の9以内。(上限60万円)

予算の上限に達した時点で受付を終了します。

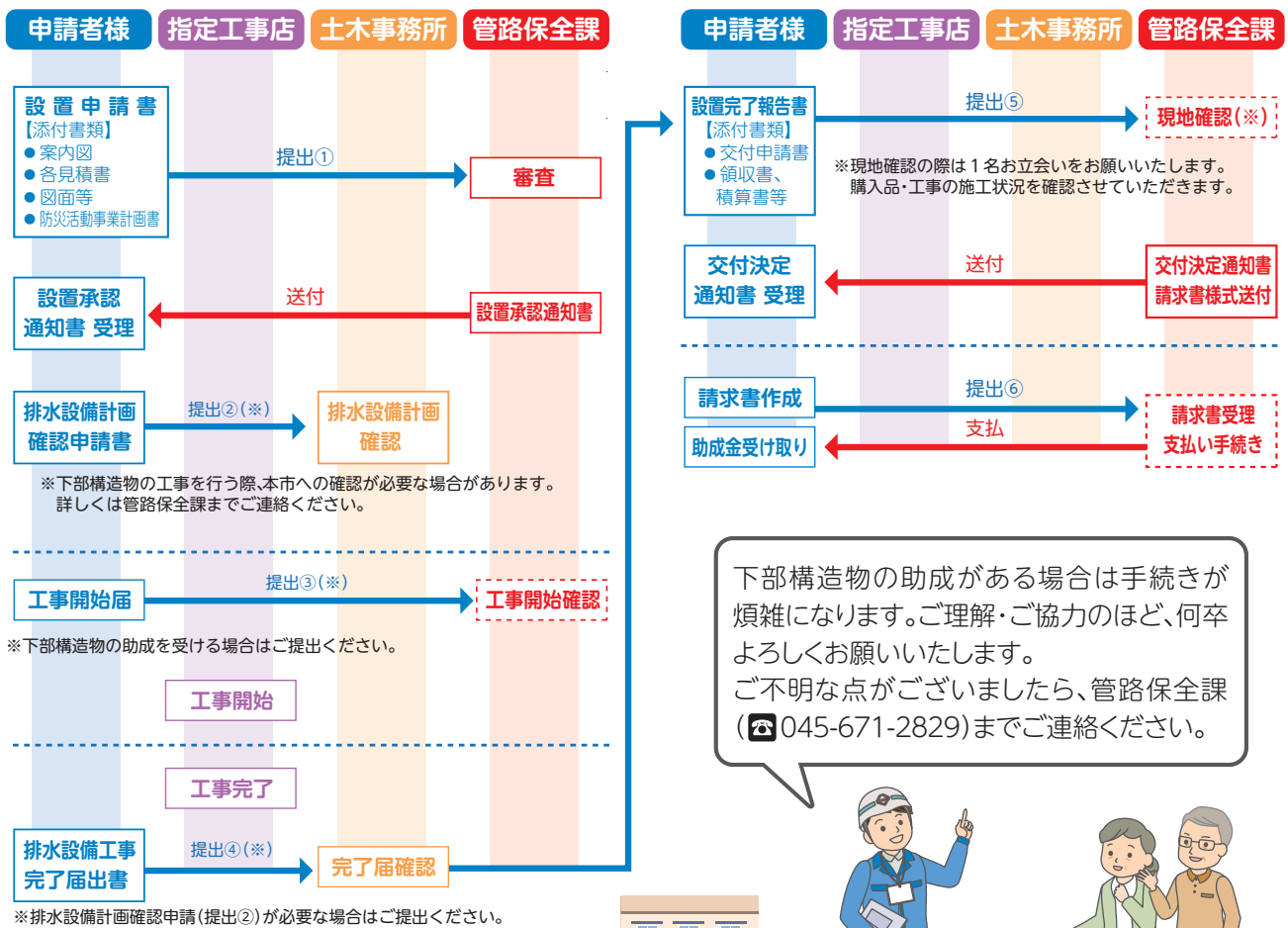
設置助成制度の手続きの流れ

1 下部構造物の助成「無」の場合



※現地確認の際は1名お立会いをお願いいたします。購入品・工事の施工状況を確認させていただきます。

2 下部構造物の助成「有」の場合



下部構造物の助成がある場合は手続きが煩雑になります。ご理解・ご協力のほど、何卒よろしくお願いいたします。ご不明な点がございましたら、管路保全課(☎045-671-2829)までご連絡ください。



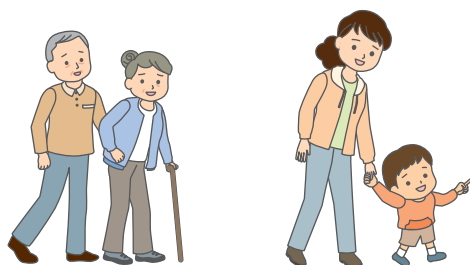
注意事項

- 購入後に申請をしていただいても助成の対象とはなりません。申請後、本市より「設置承認通知書」を送付しますので、こちらを受理後に購入・工事を開始してください。
- 申請期間の終了はホームページにてご案内いたします。ご検討いただく場合、必ずホームページのご確認をお願いいたします。
- 指定する年月日までに設置を完了してください。
- 設置完了しましたら、本市職員による現地確認を行わせていただきますのでお立会いをお願いいたします。
- 特定の個人のみ使用する場所に設置する場合は助成の対象外です。
- 申請書等をご提出いただく際、又は書類に不備等がある際にご郵送いただく場合、送料は各自で負担していただきますので予めご了承ください。
- 下部構造物の工事を行う際、別途手続きが必要な場合があります。(詳しくは3ページをご覧ください)

【区役所より「町の防災組織活動費補助金」の交付を受けている方へ】
町の防災組織活動費補助金は、本助成対象となる購入費用のうち自費負担となる部分については利用が可能です。

申請を検討される際、
まずは

下記問合せ先へ
ご相談ください！



横浜市では、こんな助成も行っています！

▶ 雨水貯留タンク
設置助成制度



▶ 宅内雨水浸透ます
設置助成制度



【問合せ先】横浜市下水道河川局 管路保全課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 ☎ 045-671-2829 FAX 045-641-5330

令和6年5月改訂